

当事者分科会について

1 設立趣旨

障害当事者の支援には、専門職や家族、関係者の目線での支援だけでは、当事者の望むこととの「ずれ」が起こることがある。良質な支援を行っていくには、まずは当事者の声を聴き、ニーズを把握するとともに、その立場に立って考えることが重要である。

また、障害者と一般の市民とのふれあいの機会の少なさから、障害への理解不足、偏見、差別的な取扱いも未だに少なからず存在しているのも事実である。

一方、当事者は支援される側だけでなく、社会の中で役割を持ち、さまざまな力を発揮することが出来るというストレングスの視点に立つことも重要である。

当事者分科会は、バリアフリーカフェなどの取り組みを通じて、当事者が地域の障害者福祉の向上に寄与すること、一般市民、関係者のより良い障害理解と啓発をめざし、その延長線上に誰もが暮らしやすいまちづくりの実現を目指すものである。

2 これまでの取り組み <令和4年8月から令和5年7月まで>

(1) 目標

バリアフリーカフェ（当事者等による意見交換の場）の取り組みを継続しながら、当事者のニーズ、地域の課題などを把握し、必要な取り組みについて検討していくこと。

一般市民や支援者へのより良い当事者の立場の理解や啓発、多様性を認め合う文化を醸成するための発信などを行い、社会的包摂の土壌作りを行う。

<第3期久留米市障害者計画との関係>

分野	施策区分	施策の方向
1. 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実	① 障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育の充実
3. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 差別の解消、権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消への取り組み

(2) 取り組み

新型コロナウイルス感染防止のため、バリアフリーカフェ（当事者の方々との意見交換の分科会）は ZOOM で実施していたが、昨年度途中から対面形式に戻している。

日時	内容	場所
8月25日	事務局会：今後の計画について協議。	Zoom

11月10日	事務局会 11月のバリアフリーカフェの打ち合わせ	社会福祉協議会
11月26日	バリアフリーカフェを開催 テーマ「あなたにとっての安心とは？」 当事者1名、会長、副会長、事務局4名参加（事務局に当事者1名含む）	ZOOM
1月30日	事務局会：3月のバリアフリーカフェの打ち合わせ、今後の方向性について協議。	ZOOM
3月15日	会長、副会長と3月のバリアフリーカフェの打ち合わせを実施。	南部基幹センター
3月27日	対面にてバリアフリーカフェを開催。 テーマ「みんなでカフェ」 当事者8名、事務局4名（事務局に当事者1名含む）	スローカフェ風樹
3月27日	事務局会 ・分科会として今後取り組むこと ・次回バリアフリーカフェについて	スローカフェ風樹
6月30日	事務局会 7月のバリアフリーカフェの最終打ち合わせ	会長宅
7月10日	バリアフリーカフェ：豪雨により中止	

（3）成果

・バリアフリーカフェについて

感染対策のため、ここ数年 ZOOM で開催していたが、今年3月から対面での開催を実施することが出来た。

当事者同士の意見交換では、支援者の支援のあり方について、「転ばぬ先の杖」のような形で、支援者が心配してサービス等を入れすぎると、当事者が色々なチャレンジ（失敗から学ぶ等）をすることが出来なくなる、エンパワメントにつながらない可能性があるなどの意見も出ていた。

なお、ZOOM 会議開催時は、手話通訳や要約筆記者を付ける事で、合理的な配慮を実施した。

・ゲストティーチャーの推進について

身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）の当事者による授業は、市内の小中学校で実施されているが、知的障害や精神障害、発達障害等の当事者による授業は実施は少ない現状がある。当分科会のメンバーで、ゲストティーチャーの登録を実施した者（2名）や、市内の中学校や高等学校で授業を実施した者（2名）が出てきており、小さい取り組みだが成果であった。

3 課題

【分科会運営についての課題】

・バリアフリーカフェの周知、広報活動

⇒広報くるめ、公式 LINE の活用のほか、人のつながりで呼びかけを行う。

（実際は、人づてでの参加が最も多かった）

・分科会自体の活動内容や今後の展開について見直しが必要

⇒原点に戻り事務局会でしっかり議論をした上で、今後の分科会活動の方

向性について、引き続き検討が必要。

- 【当事者から見た課題】（※過去の当事者分科会での議論の積み重ねから）
- (理解・啓発)・障害当事者と家族、支援者との考えのズレ
 - 一般市民の障害についての理解不足（身近に感じられない）
 - (生活環境)・段差など、当事者から見たバリアフリーのあり方について
 - (差別解消)・当事者同士が発信する場、つながりあう場が少ないこと
 - 一般市民が障害のことを知る機会や当事者と関わる機会が少ないこと
 - (防災)・災害時の安全確保、SOS の出し方
 - （一般の防災の考え方と当事者から見た防災のあり方とのズレ）
 - (雇用・就労)・障害者の就労先の少なさ、職場での理解
 - 職業選択について
 - 支援されるばかりではなく、当事者が活躍できる場の創出
 - (生活支援)・親亡き後の暮らし方について（地域で暮らしたい）

4 事業計画 <令和5年8月以降の取組み>

(1) 目標

- ①啓発・理解の推進、差別の解消
- ②福祉教育の推進

<第3期久留米市障害者計画との関係>

分野	施策区分	施策の方向
1.啓発・広報	(1)ノーマライゼーションの意識啓発の充実	①障害者理解・配慮のための啓発・広報活動の推進 ②福祉教育の充実
3.差別の解消、権利擁護の推進	(1)差別の解消、権利擁護の推進	①障害を理由とする差別の解消への取組み

(2) 取組み

- ①事務局機能の強化
当事者分科会の今後の運営と展開について、具体的な方策も含め、事務局での議論の充実を図る。（今年度も継続）
- ②バリアフリーカフェ（3カ月に1回程度、対面で開催予定）
障害のある方からの視点や感じていることを発信する場、課題の抽出等のために、バリアフリーカフェとして3カ月に1回、さまざまなテーマをもとに意見交換を実施予定。市民等も参加できる公開型のカフェも検討。
- ③ゲストティーチャー（小中学校、高校での当事者による授業）の推進

(3) 期待される成果

当事者分科会は、今後長期的な目で久留米市が多様性を認め合う、誰もが暮らしやすいまちになっていくために、当事者からの視点、意見をしっかりと受け止め、取り入れるための場である。
障害者（児）と、専門の人達だけでなく、より多くの人

が普段から特別な人たちや特別な世界のこととせずに、普通に接していくことが出来るような機会を作る（研修や授業、イベント等）ことで、障害の理解や多様性を認める社会の構築を目指したい。

また、専門職にとっても、当事者側からの意見を聞くことで、当事者の立場をより理解し、支援の質を高めていくことが期待出来ると思われる。